



健康推進課 お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

特別養護 老人ホーム について

特別養護老人ホームに入所で
きるのは、要介護3以上の要
介護認定のある方です。

ご自宅での生活が難しく特別
養護老人ホームへの入所を希望
される方が入所申込みをされる
場合、原則として要介護認定が
『要介護3以上』となります。
しかし、特別養護老人ホーム
入所後に心身の状態が安定され
『要介護2以下』の要介護認定の
結果が出た場合は、特別養護老
人ホームを退所しなくてはなり
ません。
(※平成27年3月31日以前から
入所されている場合を除く。)

特別養護老人ホームのご相談
などで、よくある質問をまとめ
てみました。

Q1

特別養護老人ホームは、『どん
なところ』ですか？

A1

重度の要介護状態である高齢
者の方に対する介護サービスを
提供する施設で、主に社会福祉
法人により運営されています。

Q2

『要介護1や2』で入所申込み
はできますか？

A2

次のいずれかの条件を満たさ
れる方は、要介護1や2でも入
所申込みができます。

① 認知症で日常生活に支障をき
たしている症状が頻繁に見ら
れる場合。

② 知的障害・精神障害などを患
い日常生活に支障をきたす症
状が頻繁にある場合。



③ 深刻な虐待があり、心身の安
全・安心の確保が困難な状態
であること。

④ 単身世帯等であって家族の支
援が期待できず地域での介護
サービス等の供給が不十分で
あること。

Q3

特別養護老人ホーム以外に
『要介護2以下』で入居できると
ころはないですか？

A4

ケアハウス、有料老人ホーム、
サービス付高齢者専用住宅、認
知症対応型共同生活介護(グ
ループホーム)などがあります。

詳しくは、健康推進課(☎63・
3801)やケアマネジャーに
お問い合わせください。

『地域カフェ』を
開催します！
みなさんで、お茶を飲みながら、
楽しい時間を過ごしませんか？

①日 時 11月12日(火)

13時30分～15時30分

場 所 田杭集会所
(阿尾1630番地)

①日 時 11月15日(金)

13時30分～15時30分

場 所 小浦地区公民館
(小浦174番地)

参加費 100円

メニュー ○コーヒー

○紅茶

○日本茶

「サンフルひだか」のパンの
販売を予定しています！

対 象 日高町内にお住まいの方

お問い合わせ

地域包括支援センター
(☎63・3801)

